

和福障第1223号  
令和元年7月5日  
(2019年)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象事業者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する説明会の開催について（通知）

平素は、本市障害福祉行政に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日付け施行の報酬改定により、新たな加算となる「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が新設されることとなりました。

つきましては、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の制度について理解を深めていただき、今後の事務手続き等を円滑に進めていただくため、次のとおり説明会を開催します。

参加を希望する場合は、別添の出席票にてお申込みください。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただき、各事業所の出席を取りまとめの上、お申込みください。

1 日時 令和元年8月1日（木） 14時～（2時間程度を予定）  
受付開始：13時30分～

2 会場 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 1階大ホール  
和歌山市手平2丁目1-2（073-435-5200）  
※会場周辺の駐車場には限りがありますので、公共交通機関の利用や乗り合わせによりご来場ください。

### 3 参加申込先及び申込方法

(1) 別添出席票を障害者支援課宛にFAXにて申込みください。

FAX番号：073-431-2840（和歌山市障害者支援課）

※様式は和歌山市障害者支援課ホームページに掲載しています。

和歌山市ホームページ 事業者（トップ画面上段）→ 福祉 / 障害福祉サービス事業者の方へ（ページ下部中央）→ 障害福祉サービス事業者の方へ → お知らせ・最新情報 → 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」

（番号検索：市トップ画面右側の広報ページ番号検索欄に「1024913」を入力）

(2) 申込み期限 令和元年7月19日（金）【必着】

#### 4 留意事項

- (1) 会場の都合上、出席していただけるのは、1事業所につき1名とさせていただきます。  
※多機能型事業所は、全事業あわせて1事業所としてカウントしてください。  
なお、複数の事業所を運営する法人の場合、法人内の事務担当者のみのお出席も可能です。
- (2) 当日、受付において、上記3(1)の出席票を提出願います。なお、出席者に変更がある場合は、当日、変更後の出席票を提出してください。
- (3) 申込多数の場合、出席者数を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 説明会で使用する資料は、令和元年7月17日(水)までに障害者支援課ホームページに掲載しますので、必要部数を準備の上、当日持参願います。  
(上記3(1)のURLを参照)
- (5) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定を予定している場合は、厚生労働省通知及び制度概要資料を参照の上、算定要件の確認等今後の事務手続に遺漏なきよう準備をお願いします。
- (6) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の提出については、介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式の改正後に行う予定ですが、令和元年10月から算定する場合の福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の提出期限は、令和元年8月末日までです。
- (7) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の提出依頼及び提出様式等(電子データを含む。)については、令和元年7月17日(水)までに障害者支援課ホームページに掲載します。書面での通知は行いませんのでご了承ください。(上記3(1)のURLを参照)

担当(出席票提出先)

和歌山市福祉局社会福祉部障害者支援課

事業所指定担当(目良、有井、瀧)

住 所：和歌山市七番丁23番地

電 話：073-435-1060

FAX：073-431-2840

メール：shogaishashien@city.wakayama.lg.jp